

<p>設備及び用品</p>	<p>□ これらの設備は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p>
<p>従たる事業所を設置する場合の特例</p>	<p>□ 事業所は、指定放課後等デイサービスにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができる。</p> <p>□ 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければならない</p>
<p>その他 (運営の基準より一部 抜粋)</p>	<p>指定障害児通所支援事業者等との連携等</p> <p>□ 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない</p> <p>非常災害対策</p> <p>□ 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない</p> <p>□ 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない</p> <p>情報の提供等</p> <p>□ 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、サービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない</p>